

石油石炭税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(採取を廃止した場合の取扱い) 第15条 法第5条第4項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する「採取を廃止した場合」には、事実上採取を廃止した場合のほか、<u>事業を譲渡した場合、法人成りの場合及び会社分割等</u>により営業を承継させた場合等も含まれるのであるから留意する。 2 <u>事業を譲渡した場合、法人成りの場合又は分割等</u>があった場合等で、その時にその採取場に現存する原油、ガス状炭化水素又は石炭についても譲渡し、若しくは承継させるときは、当該譲渡等により移出したものとみなされる時に、その移出したものとみなされる原油、ガス状炭化水素又は石炭について、法第10条第1項第2号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同号の承認を与えても差し支えない。	(採取を廃止した場合の取扱い) 第15条 法第5条第4項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する「採取を廃止した場合」には、事実上採取を廃止した場合のほか、<u>営業を譲渡した場合、法人成りの場合及び分割等</u>により営業を承継させた場合等も含まれるのであるから留意する。 2 <u>営業を譲渡した場合、法人成りの場合又は分割等</u>があった場合等で、その時にその採取場に現存する原油、ガス状炭化水素又は石炭についても譲渡し、若しくは承継させるときは、当該譲渡等により移出したものとみなされる時に、その移出したものとみなされる原油、ガス状炭化水素又は石炭について、法第10条第1項第2号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同号の承認を与えても差し支えない。